

海上保險講義要綱

早稲田大学名誉教授
財団法人損害保険事業
研究所顧問研究員
経済学博士

葛城照三著

早稲田大学出版部



早稲田大学出版部

昭和48年4月25日 初版第1刷発行 昭和53年1月30日 初版第4刷発行

海上保険講義要綱

¥ 2,900

著 者 葛 城 照 三

発行者 城 下 幸 雄

印刷所 財団法人印刷局朝陽会印刷部

発行所 東京都新宿区早稲田大学出版部
戸塚町1の103

郵便番号 160 電話 東京 (203) 1551 板替東京 3-1123

© 1973 Printed in Japan

1032—3166—9314

序 文

「保険契約の骨格は保険証券⁽¹⁾であり、保険証券の一言一句を完全に解せずして海上保険を論ずるは木に縁って魚を求むるの類である。」とは、東京海上・元社長・故・鈴木祥枝氏の喝破したところである⁽²⁾。まこと、海上保険契約の実際を支配するものは、保険者のあらかじめ定めた保険約款であって商法典の成文法規は補充的の意味しかもたない。

こういう観点から、海上保険論の講義の主眼は、海上保険契約の法理の解説とこの法理の応用である保険約款の解釈である、と思う。保険約款の解釈というのは、保険約款上保険者が使用した言葉が保険契約者によっていかなる意味に理解されるのが相当であるかということの探究である。法理だけを研究しても、保険約款がその法理をどのように取入れているかを知らなければ、実際の役には立たない。

こういう考え方から、本書は、全体の半分以上を海上保険契約の法理に当て、他の半分以上を、現在わが国で使用する貨物海上保険普通約款、英文積荷保険証券本文と固定的特別保険約款および船舶保険普通約款と船舶保険第5種特別約款に当てた。

大学の教師は大学における講義内容を天下に公表する義務がある、と私は常日頃から考えている。本書は早稲田大学と慶応義塾大学における私の海上保険論の講義要綱であるが、学校で海上保険論の講義を聴かなかった海上保険会社、貿易商社および海運会社の青年社員にとっては、本書は海上保険入門書となるものと思う。

- (1) 保険業法施行規則第16条によれば、保険証券には普通保険約款の全文を記載するか又はこれを記載した書面を添付しなければならないと規定するから、保険証券と保険約款とは別個のものであるが、英法では、保険証券と言うときは、保険約款を含めたものを意味し、わが国の実務でも、この意味で保険証券という言葉を使用する。鈴木氏が保険証券と言ったのも、この意味である。

- (2) 同氏著「海上保険と共同海損の実際」序文。

昭和 48 年 3 月 21 日

著 者 し る す

凡 例

1. なるべく当用漢字，現代かなづかいおよび現代送りがなのつけ方によるように努めたが，これに従わないものもある。
例えば損害填補の「填」および保険の目的の「瑕疵」，「曳」航，「拿」捕，入「渠」などは当用漢字にはないが，本書ではこれを使った。又例えば「積み込む」の送りがなは「積込む」とした。
2. MIA. は Marine Insurance Act, 1906 (1906年海上保険法)の略，RCP. は Rules for Construction of Policy (1906年海上保険法第1付則，保険証券の解釈に関する規則)の略である。
3. 本書中の英語の邦訳は全部著者の訳である。

海上保険講義要綱 目次

第1編 海上保険契約総論

第1章 序 論	1
第1節 海上保険研究の方法と英法の研究の必要	1
第1項 海上保険研究の方法	1
1 海上保険研究の方法(1) 2 本書の方法(2)	
第2項 海上保険契約研究における英法の研究の必要	3
第2節 海上保険制度の沿革	4
第1項 海上保険の起源	4
1 冒険貸借(5) 2 保険貸借(6) 3 海上保険の発生(6)	
第2項 英国における沿革——特に Lloyd's について——	8
1 海上保険の移植(8) 2 ロイズ(Lloyd's)(9) 3 会社組織の海上保険業者(12)	
第3項 日本における沿革	12
1 保任社の海上請負(13) 2 宏盟社の危難弁償(13) 3 第一国立銀行の海上受合(14) 4 明治維新前後における外国保険会社による海上保険(14) 5 東京海上保険会社の設立(14)	
第2章 海上被保険利益論	16
第1節 総 説	16
第1項 保険の目的と保険契約の目的(被保険利益)	16
第2項 海上被保険利益の意味	18
1 被保険利益の意味(18) 2 被保険利益の地位(19) 3 被保険利益の要件(20) 4 被保険利益の分類(20)	
第2節 保険価額, 協定保険価額, 保険金額および保険制限金額	21
第1項 保険価額	21

- 1 保険価額の意味 (21) 2 保険価額算定の標準 (22) 3 保険価額可
変の原則と不変の例外 (22)

第2項 協定保険価額.....23

第3項 保険金額.....25

- 1 保険金額の意味 (25) 2 一部保険の場合の保険者の填補額 (26)
3 重複保険の場合の保険者の填補額 (26)

第4項 保険制限金額.....27

第3節 主な海上被保険利益と保険価額27

第1項 船舶保険.....27

- 1 船舶の被保険利益 (27) 2 保険価額 (法定保険価額) (28) 3 協
定保険価額 (29) 4 船隊保険 (30) 5 分割評価 (30) 6 二様評
価約款 (31)

第2項 貨物保険.....31

- 1 貨物の被保険利益 (31) 2 保険価額 (法定保険価額) (33) 3 協
定保険価額 (33)

第3項 運送貨保険.....34

- 1 運送貨の被保険利益 (34) 2 保険価額 (35) 3 運送貨保険の実際
(35)

第4項 船費保険.....36

- 1 船費の被保険利益 (36) 2 船費保険の実際 (37)

第5項 その他の保険.....38

- 1 船舶不稼働損失保険 (38) 2 船舶増価額の保険 (38) 3 貨物増価
額の保険 (39) 4 貨物の希望利益の保険 (39) 5 旅客運送貨保険 (40)
6 船舶賃貸料の保険 (40) 7 各種報酬又は手数料の保険 (40) 8 保
険費用の保険 (41) 9 共同海損債権の保険 (41) 10 冒険貸借債権の保
険 (43)

第3章 海上危険論.....44

第1節 総 説.....44

第1項 海上危険の意味.....44

- 1 海上危険の地位 (44) 2 危険の意味 (44) 3 海上保険事故として
の海上危険の意味 (45)

第2項 保険事故の特定.....48

1 包括責任主義と列挙責任主義(48)	2 包括責任主義と列挙責任主義の効果上の相違(49)	
第2節 因果関係		50
第1項 因果関係の意味		50
第2項 原因形態の危険と発現形態の危険の区別		52
第3項 免責危険と中性危険の区別		52
第4項 危険担保の効果と危険免責の効果		54
第5項 危険普遍の原則		55
第6項 因果関係決定の必要が生ずる場合		56
1 異種原因の協力作用に因って損害が生じた場合(56)	2 諸原因の結合に因って損害が生じた場合(57)	
第7項 因果関係学説		59
1 根本原因説(60)	2 最後条件説(62)	3 最有力条件説(62)
4 近因説(63)	5 自然成り行き説(64)	6 相当因果関係説(68)
第8項 因果関係原則適用の例		71
1 諸原因の結合に因って損害が生じた場合(72)	2 異種原因の協力作用に因って損害が生じた場合(76)	
第3節 危険の制限		81
第1項 危険制限の分類		81
1 時間的制限(81)	2 場所的制限(81)	3 条件的制限(82)
4 原因力的制限——危険の招致(82)	5 種類の又は原因的制限(82)	
第2項 保険の目的の性質又は瑕疵(欠陥)、自然の消耗および船舶の不堪航の免責——危険の種類の又は原因的制限の一場合		83
1 保険の目的の性質又は瑕疵(欠陥)(84)	2 貨物の性質又は瑕疵と同種の危険(85)	3 貨物の自然の消耗(85)
4 船舶の不堪航(85)	5 船舶の自然消耗(86)	6 免責の根拠(86)
第3項 免責規定の重複		87
第4節 英法における Warranty (担保)		87
第1項 担保の意味と効果		87
第2項 明示担保		88
1 安全担保(89)	2 中立担保(89)	3 その他の明示担保(89)
第3項 黙示担保		90

- 1 黙示担保の意味 (90) 2 堪航担保 (91) 3 適法担保 (92)

第5節 保険期間.....92

第1項 期間保険.....93

- 1 保険期間の定め方 (93) 2 継続約款 (94)

第2項 航海保険.....94

- 1 船舶保険 (95) 2 貨物保険 (95) 3 貨物保険の保険期間に関する
特約 (95)

第3項 Mixed policy.....96

第6節 危険の変動.....97

第1項 危険変動の原則.....97

第2項 危険の変更.....98

- 1 商法の規定 (98) 2 船舶保険普通約款の規定 (99) 3 貨物海上保
険普通約款の規定 (99)

第3項 危険の変革.....99

- 1 航海の変更 (100) 2 船舶の変更 (100)

第4項 英法における危険の変動..... 101

第4章 海上損害論..... 102

第1節 損害の意味および種類 102

第1項 損害の意味..... 102

第2項 損害の種類..... 102

- 1 直接損害と間接損害 (103) 2 実体的損害と費用損害および責任損害
(103) 3 全損と分損 (104) 4 単独海損と共同海損 (106) 5 特
定分損と特定分損以外の分損 (109)

第2節 海上保険者の填補すべき損害の範囲に関する原則と例

外 110

第1項 直接損害填補の原則..... 110

第2項 保険者が填補しない直接損害——直接損害填補の原則の消極 的例外——..... 110

- 1 小損害免責に関する商法の規定 (110) 2 小損害免責の根拠 (111)
3 免責歩合の計算 (111) 4 免責歩合約款 (112)

第3項 保険者が填補する間接損害——直接損害填補の原則の積極的 例外——	113
1 損害防止費用 (113) 2 損害防止義務の意味 (114) 3 損害防止義 務違反 (114) 4 損害防止約款 (115) 5 損害調査費用 (115) 6 共 同海損分担額 (116) 7 船舶衝突損害賠償金 (116)	
第3節 委 付	117
第1項 委付制度	117
第2項 委付の要件	118
1 委付事由 (118) 2 委付の通知 (118) 3 委付の性質 (118)	
第3項 委付の効果	120
第4節 代位と損益相殺	122
第1項 代位	123
1 商法の規定 (123) 2 残存物代位 (123) 3 求償権代位 (125)	
第2項 損益相殺	127
1 損益相殺の意味 (127) 2 損益相殺の例 (128) 3 損益相殺と協定 保険価額 (129)	
第5節 損害填補の範囲に関する特約	131
第1項 総説	131
第2項 特約の種類	132
1 貨物海上保険 (133) 2 英文積荷保険証券 (133) 3 船舶保険 (133)	

第2編 海上保険普通約款論

第1章 普通保険約款の解釈原則	135
第1節 普通保険約款と特別保険約款	135
第2節 普通保険約款の解釈原則	136
第1項 わが国における解釈原則	137
第2項 英法における解釈原則	139
第2章 貨物海上保険普通約款の逐条解説	144

第 1 節 貨物海上保険普通約款本文	144
第 1 項 危険約款	144
第 2 項 保険契約の無効	147
第 3 項 危険の制限	148
第 4 項 危険の変動	155
第 5 項 保険期間	157
第 6 項 予定保険	158
第 7 項 協定保険価額	160
第 8 項 甲板積み等の貨物	161
第 9 項 分載貨物	161
第10項 委 付	162
第11項 救 助 費	165
第12項 共同海損の精算	166
第13項 危険発生の通知義務と損害の説明義務	167
第14項 損害の原因の挙証責任と保険金の支払	168
第15項 損害防止義務	169
第16項 損害填補の限度	170
第17項 保険契約の無効又は失効と保険料	174
第18項 準 拠 法	174
第 2 節 貨物海上保険普通約款付則	175
第 1 項 総 説	175
第 2 項 損害填補の範囲に関する特約	175
第 3 項 分損計算	182
第 3 章 英文積荷保険証券の逐条解説	185
第 1 節 保険証券本文	186
第 1 項 冒頭文言とその次の余白	186
第 2 項 譲渡約款	186
第 3 項 遡及約款	187

第4項	船積港を示す約款	188
第5項	保険の目的を示す約款	188
第6項	積載船舶名を示す約款	188
第7項	船長名および船名に関する約款	189
第8項	保険期間約款	189
第9項	寄港滞泊約款	190
第10項	評価額約款	191
第11項	危険約款	192
第12項	損害防止約款	197
第13項	放棄約款	198
第14項	保険証券の拘束力に関する約款	199
第15項	拘束約款	199
第16項	約因約款	200
第17項	免責歩合約款	200
第18項	準拠法約款	202
第19項	宣誓約款	203
第2節	欄外約款	203
第1項	捕獲拿捕不担保約款	204
第2項	同盟罷業騒擾暴動不担保約款	207
第3項	乗揚げ約款	208
第4項	「他保険」約款	209
第5項	損害通知約款	210
第3節	協会積荷約款	210
第4節	協会積荷約款（分損担保）	211
第1項	運送約款（倉庫間約款織込み）	211
第2項	運送打切約款	214
第3項	舢舨約款	215
第4項	航海変更約款	217
第5項	分損担保約款	218

第6項	推定全損約款	220
第7項	共同海損約款	221
第8項	堪航承認約款	222
第9項	受寄者約款	223
第10項	保険利益不供与約款	224
第11項	「双方過失衝突」約款	224
第12項	捕獲拿捕不担保約款	226
第13項	同盟罷業騷擾暴動不担保約款	227
第14項	迅速処置約款	227
第15項	注 意	228
第5節	協会積荷約款（分損不担保）	228
第1項	構 成	228
第2項	分損不担保約款	228
第6節	協会積荷約款（全危険担保）	231
第1項	構 成	231
第2項	全危険担保約款	231
第4章	船舶保険約款の逐条解説	234
第1節	船舶保険普通約款の逐条解説	234
第1項	担保危険と保険の目的の範囲	234
第2項	保険契約の無効	235
第3項	危険の制限	236
第4項	保険の目的の検査	242
第5項	危険の変動	243
第6項	保険価額の減少	244
第7項	保険期間	245
第8項	委 付	245
第9項	損害防止義務	250
第10項	継続約款	250

第11項 填補責任の基準	251
第12項 危険発生の通知義務	252
第13項 保険金の請求と支払	253
第14項 未払保険料の控除と保険料の返還	253
第15項 管轄裁判所	255
第2節 損害填補の範囲に関する特別約款	256
第1項 船舶保険第5種特別約款の解説	257
1 填補する損害の範囲 (258)	2 共同海損の精算 (261)
3 休航戻約款 (262)	4 特別保険約款と普通保険約款との関係 (262)
第2項 衝突損害賠償金填補条項	262
1 填補責任 (262)	2 賠償金 (264)
3 免責規定 (265)	4 応訴費用および仲裁費用の填補 (267)
5 姉妹船約款 (268)	

付 録

1 商法抜萃	270
第3編 商行為第10章保険第1節損害保険第1款総則	270
第4編 海商第6章保険	274
2 1906年英国海上保険法 (全訳)	281
3 折 込	巻末
(1) 船舶保険証券 (普通保険約款付)	
(2) 貨物海上保険証券 (普通保険約款付)	
(3) Cargo Policy (Institute Cargo Clauses (W.A., F.P.A., All Risks) (Institute War Clauses, etc., 付)	

第1編 海上保険契約総論

第1章 序 論

第1節 海上保険研究の方法と英法の研究の必要

第1項 海上保険研究の方法

1. 海上保険研究の方法

海上保険は、これを経済社会で一般に承認される行為の型としてみれば、海上財産に海上危険が発生することに因って損害を被る恐れのある多数人が相集って、特定の少数の人々に生じた海上損害をこの多数人で分担する経済上の一つの制度又は仕組である。海上保険は、これを銀行業や海運業と同様に事業または企業としてみれば、事業主体である海上保険業者が海上財産の滅失損傷の危険に曝される多数人を勧誘して海上保険に加入せしめ、その加入者から保険料を取って保管管理し、損害が起こった場合には予め定めた契約条件に従ってこれを填補し、営利事業として海上保険を営む場合には、保険料と保険金および事業費との差額は保険業者の損益となり、非営利事業として営む場合には、その差額が結局保険加入者に帰属する、という経済的施設である。海上保険は、これを保険者と保険契約者との間の個々の契約としてみれば、保険者が航海に関する事故に因って生ずることあるべき損害を填補することを約し、保険契約者がその報酬として保険者に保険料を支払うことによってその効力を生ずる契約である（商法629条、815条）。

海上保険の研究には、経済学的研究、経営学的研究および法律学的研究の三部門がある。経済学的研究は海上保険を経済上の制度又は仕組として研究するのであって、海上保険制度の概念、沿革、効用および運営形態等の研究がこれに属する。経営学的研究は海上保険を一つの産業、事業または企業として研究するのであって、保険契約者の募集、財産の運用、保険料率の算定、保険料の集金、保険金の支払い、保有額の決定、再保険、会計整理、経営成績の分析等の研究がこれ

に属する。法律学的研究は、海上保険を権利義務を創設する契約として、保険法および保険約款を通じてその契約の内容を研究することである。

この三部門のいずれもその重要性において軽重の差があるわけではない。海上保険に関係をもつ人々のそれぞれの立場によって、当然その研究部門が違ってくる。一国の産業経済を研究する人々には経済的研究が必要であろう。海上保険会社の社長、重役、部・支店長等の経営者の立場にある人々、あるいは会計整理、保有決定、再保険売買の職場にある人々は、いかに多くの保険料を上げるか、いかにして損害率や事業費率を低くするか、保有率をどの位にするか、会計整理を効率よくするにはどうするか等々の経営学的研究が必要であろう。他方海上保険会社の契約部門や損害査定部門の職場にある人々、貿易商社や海運会社等の保険契約者側の立場にある人々には、海上保険契約の研究すなわち海上保険の法律学的研究が必要であろう。

2. 本書の方法

上述の海上保険研究の三部門のうち、経済学的研究は保険論、保険学、保険総論または保険経済学においてこれを取扱うことができ、経営学的研究は保険経営論または損害保険経営論においてこれを取扱うことができ、かつ、そう取扱うのが最も適当である。これに対し、法律学的研究は、火災保険、運送保険その他の陸上保険および航空保険等の法律学的研究と共通するものがもちろん沢山あるが、海上保険契約において発生又は発達した法律および約款が他の損害保険例えば運送保険および航空保険に伝播したものが多く、他方、海上保険契約には火災保険契約およびその他のある種の損害保険契約には全く見られない法律および約款が多数ある。海上保険の成文法のみ研究であれば、その研究は保険法論、保険契約論、損害保険法論または損害保険契約論においてその一部として取扱うことが可能であり、かつ、適当であろうが、海上保険契約の研究には海上保険関係の成文法の研究の外に海上保険約款の研究が絶対に必要であって、むしろ海上保険研究は海上保険約款の研究が主体であり、海上保険関係の成文法は付加的なものでさえあるので、海上保険研究は保険法論または損害保険法論の一部として取扱うよりも、海上保険法論または海上保険契約論として独立にこれを取扱うことが適当である。

本書は海上保険の法律学的研究即ち海上保険契約論として海上保険を解説しようとしたものである。

第2項 海上保険契約研究における英法の研究の必要

英国の海上保険市場は古くから発達し、これに伴って英国の海上保険契約の法律（判例）や約款が確立したのが古く、これが英国の世界の海運支配とともに世界の海上保険市場に伝播した。明治6年（1873年）に海上保険を引受けた保任社（p. 13）の保険引受規定である保任社定則⁽¹⁾には、英国の保険約款を模倣した規定が見受けられる。

又、海上保険事業は国際的事業であって、フランス船をもってアメリカからドイツに運送される英国人の商品について、日本の海上保険会社の出先機関がその海上保険を引受けることもあるし、日本から外国に輸出し、外国から日本に輸入する商品について、日本人を被保険者とするのみでなく、外国人を被保険者とする場合に、日本の海上保険会社がその海上保険を引受けることは通常行なわれているところである。この場合日本特有の和文保険証券を使用するのであれば、日本語を知らず、日本の法律や保険約款について知識のない外国人は、わが国の海上保険会社に保険を申込まないであろうし、又外国の輸入業者は船積書類として和文の保険証券を受取ることを拒絶するであろう。そこでわが国においては、古くから、外国貿易貨物については、殆んど例外なく、英国の海上保険証券を完全に模倣した英文保険証券を使用し、かつ、この保険証券に添付する各種保険約款の基本的なものは、ロンドン保険業者協会（Institute of London Underwriters）が制定したいわゆる協会約款（Institute clauses）である。そして現在わが国の各海上保険会社が使用する英文積荷保険証券（cargo policy）には、

And it is agreed that this writing or policy of insurance shall be of as much force and virtue as the surest writing or policy of insurance made in London.⁽²⁾
という保険証券の効力に関する約款と、

This insurance is understood and agreed to be subject to English law and

(1) 拙著講案海上保険契約論 p. 30, 東京海上八十年史 p. 16.

(2) この約款については p. 199 参照.